令和８年（フ）第１６５号
長野県塩尻市大字広丘吉田552番地７
債務者　小川　綱義
１　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１７５号
長野県大町市大町5782番地１　ブランシェオーロラ106
債務者　久保田翔也
１　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第３６号
長野県飯田市水の手町3000番地　（県営住宅Ｂ－607号）
債務者　桑原はつ子
１　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第２０８号
三重県桑名市長島町又木81番地７
債務者　神崎　千笑
１　決定年月日時　令和８年８月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２１０号
三重県四日市市川尻町2200番地　グリーンハイム川尻Ａ－105
債務者　田中　智恵
１　決定年月日時　令和８年８月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２２１号
三重県桑名市新西方五丁目150番地　レオパレススイートピー－105、前住所三重県桑名市高塚町四丁目37番地
債務者　木戸　旺輝
１　決定年月日時　令和８年８月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２２４号
三重県桑名市大字江場67番地２　カトウハイツ８号
債務者　古川　政美
１　決定年月日時　令和８年８月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２９４号
岡山県備前市東片上252番地４
債務者　戸根　勝彦
１　決定年月日時　令和８年８月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６０号
岡山市南区福富西二丁目６番３号　ラ・パルテール福富壱番館142、旧住所岡山市南区三浜町二丁目２番11号　パール三浜210号室
債務者　鈴木　将吾
１　決定年月日時　令和８年８月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５０９号
岡山市北区奥田一丁目７番23号　101
債務者　坂本　千代
１　決定年月日時　令和８年８月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７１号
広島県三原市宮沖１丁目１番１－404号、前住所長崎県佐世保市俵町11番６号
債務者　岡　　俊光
１　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第４１２号
大分市大字小池原326番地　市営１Ａ２－105
債務者　太田　譲二
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４２２号
大分市大字小池原801番地の１　市営１Ａ５－159
債務者　佐藤　容子
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４４２号
大分県臼杵市大字前田700番地の１　市営荒田住宅あかね棟201号
債務者　小西　玉美
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４４５号
大分県別府市駅前町４番１号　サン・ヒーローマンション別府駅前402号
債務者　岡本くるみ
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１６号
宮崎県児湯郡新富町大字三納代1057番地２
債務者　野田　ユキ
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係